

長崎市第3期バリアフリー特定事業計画

令和8年4月策定

長崎市

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	特定事業の概要	2
(1)	特定事業の種類とその内容	2
(2)	特定事業の実施予定期間の分類	4
3	重点整備地区の概要	5
(1)	都心部地区	5
(2)	都心周辺部地区	9
4	特定事業計画	13
(1)	公共交通特定事業計画	13
(2)	道路特定事業計画	15
(3)	路外駐車場特定事業計画	19
(4)	都市公園特定事業計画	20
(5)	建築物特定事業計画	21
(6)	交通安全特定事業計画	21
(7)	教育啓発特定事業計画	22
(8)	特定事業計画位置図（都心地区）	24
(9)	特定事業計画位置図（都心周辺地区）	25
5	推進体制	26

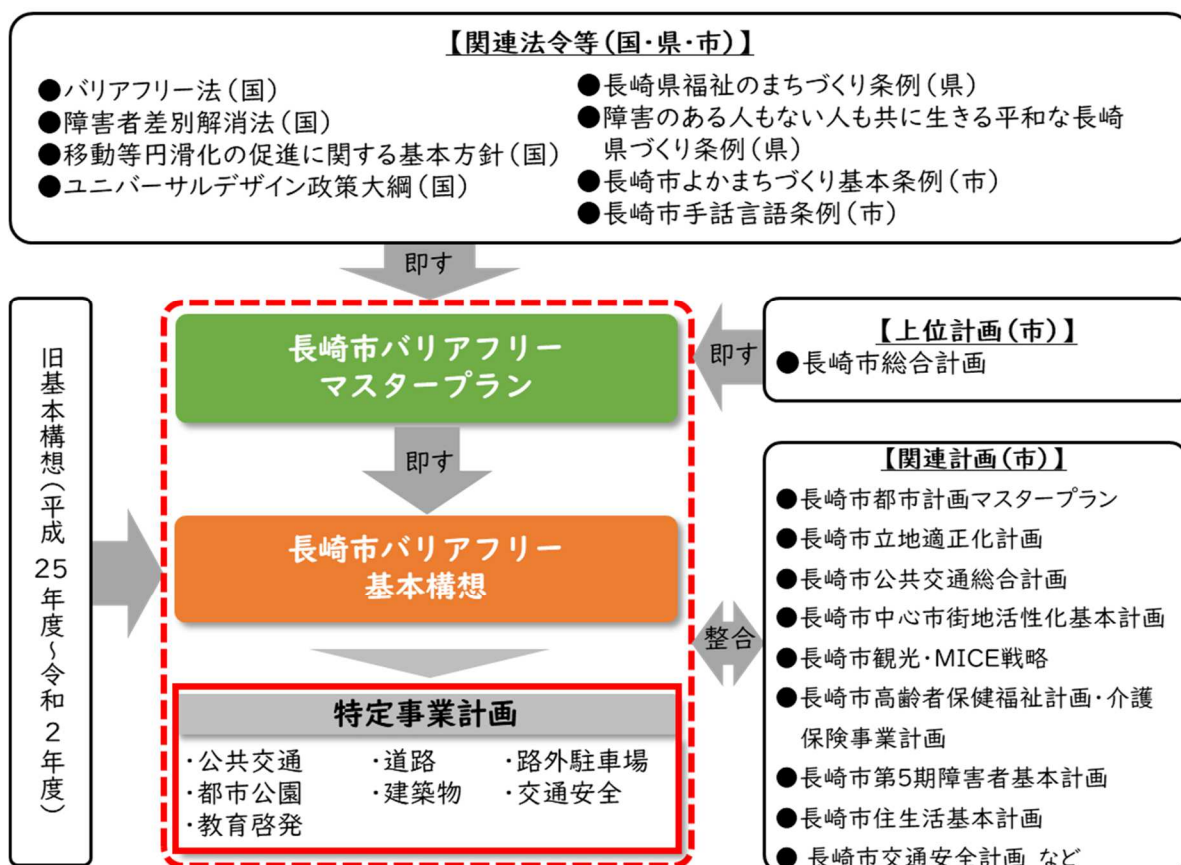
1 計画策定の趣旨

これまで、長崎市（以下「本市」という。）では、平成25年に策定した長崎市バリアフリー基本構想や平成26年に策定した長崎市バリアフリー特定事業計画などにより、関係機関と連携・協働し、ハード・ソフト面におけるバリアフリー化を推進してきました。

こうした中、本市の高齢化は全国を上回る早さで進行しており、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められているなど、より一層のバリアフリー化を推進するため、令和8年4月に「長崎市バリアフリーマスタープラン」と「長崎市第3期バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定したところです。

特定事業とは、基本構想（重点整備地区）における生活関連施設や生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するための事業のことです。本計画は、基本構想に基づき、各分野（公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全、教育啓発）の特定事業を定め、内容や実施時期等について、具体的に示すものです。

図1 計画の位置づけ



2 特定事業の概要

(1) 特定事業の種類とその内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（以下「バリアフリー法」という。）によると、特定事業の種類は 7 種類に分けられ、それぞれの内容は以下に示す通りです。

なお、特定事業に該当しない事業は、「その他の事業」として位置づけます。

表 1 特定事業の種類と内容

特定事業	特定事業の内容 ※バリアフリー法より抜粋
公共交通	次に掲げる事業をいう。 イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業 ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業 ハ 特定車両を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
道路	次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。 イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業 ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
路外駐車場	特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
都市公園	都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
建築物	次に掲げる事業をいう。 イ 特別特定建築物（第 14 条第 3 項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業 ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

特定事業	特定事業の内容 ※バリアフリー法より抜粋
交通安全	<p>次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業</p> <p>ロ 違法駐車行為（道路交通法第51条の4第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業</p>
教育啓発	<p>市町村又は施設設置管理者が実施する次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業</p> <p>ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）</p>

図 2 特定事業のイメージ



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

(出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改訂について(国土交通省))

(2) 特定事業の実施予定期間の分類

特定事業の実施予定期間を、次のとおり分類します。

なお、財政状況や社会情勢の変化などから、実施時期等が変更になることがあります。

表 2 実施予定期間の分類

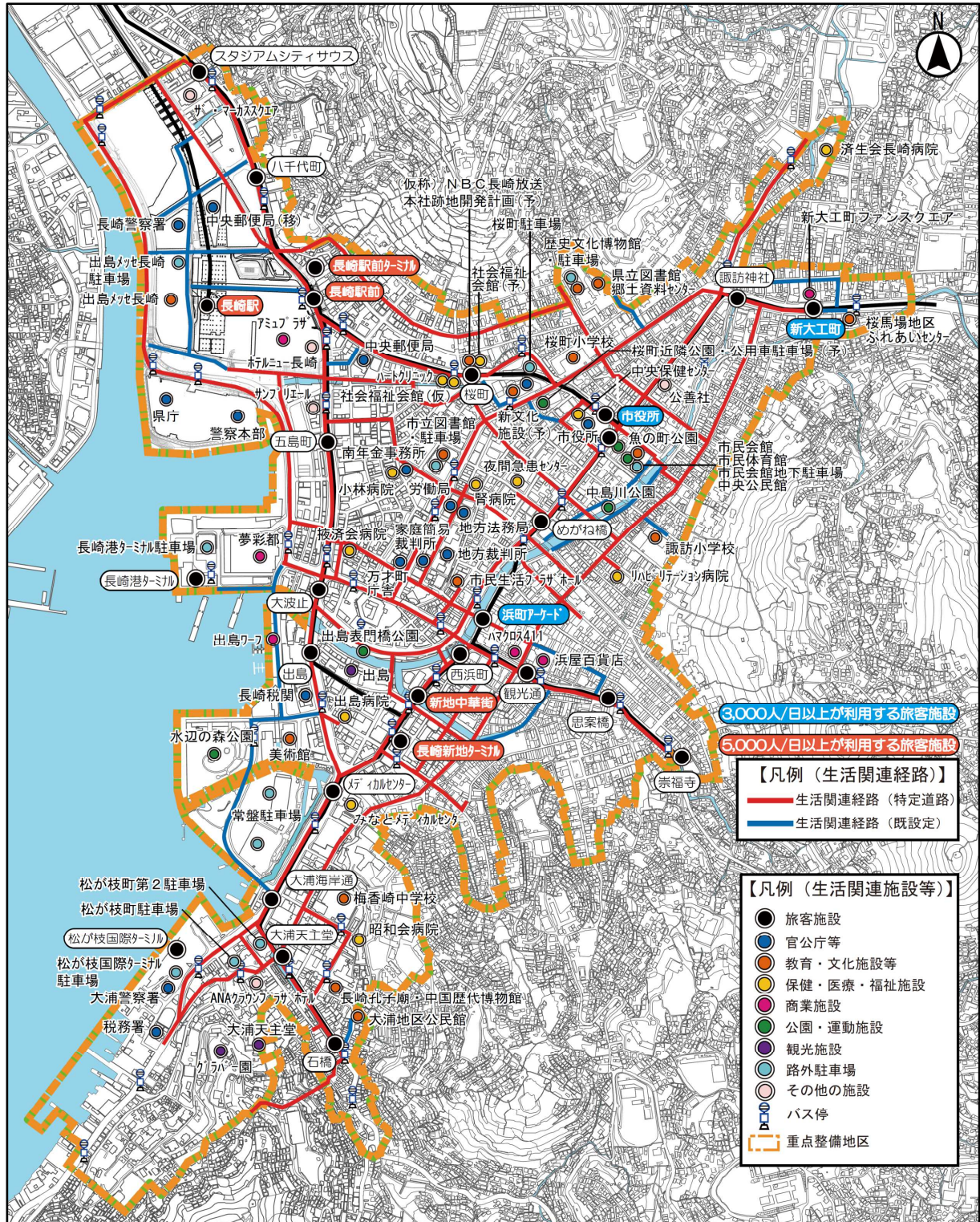
分類	実施予定期間
短期	令和 12 (2030) 年度までの実施 (完成) を目標として取り組むもの
中長期	令和 13 (2031) 年度以降の実施 (完成) を目標として取り組むもの
継続	継続的な実施を目標として取り組むもの
事業化検討	実施にあたり各種課題解決や関係機関との調整が必要であるものの、実施に向け積極的に調査・検討等を行うもの

3 重点整備地区の概要

(I) 都心部地区

ア 位置・範囲

図 3 重点整備地区（都心部）



イ 地区の概要

本市の中心部として様々な都市機能が集積しています。

陸の玄関口である長崎駅や海の玄関口である長崎港ターミナルをはじめ、公共交通機関が集積しています。

さらに、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の大浦天主堂や「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の旧グラバー住宅をはじめ、歴史的文化遗产や観光施設が多く存在しています。

また、「100年に一度」と称されるまちづくりの変革期を迎えています。

表 3 地区の概要（都心部）

人口（令和元年）		24,550人
地区の面積		約298ヘクタール
地区の位置付け		都市機能誘導区域、居住誘導区域、第2期長崎市中心市街地活性化基本計画区域
主な公共交通機関	鉄道施設	長崎駅
	軌道施設	長崎駅前電停、新地中華街電停
	バスターミナル	長崎新地ターミナル、長崎駅前ターミナル
	旅客船ターミナル	長崎港ターミナル、長崎港松が枝国際ターミナル
主な関連事業		九州新幹線西九州ルート整備事業、JR長崎本線連続立体交差事業、長崎駅周辺土地区画整理事業、交流拠点施設整備事業、長崎港松が枝地区旅客船ターミナル整備事業、新市庁舎建設事業、市街地再開発事業（新大工町・浜町）、都市計画街路整備事業、県庁舎跡地整備、新文化施設整備事業（市庁舎本館跡地）、桜町近隣公園整備事業（市庁舎別館跡地）

表 4 生活関連施設一覧（都心部）

施設区分		生活関連施設
旅客施設	鉄道施設	長崎駅
	軌道施設	スタジアムシティサウス、八千代町、長崎駅前、五島町、大波止、出島、新地中華街、西浜町、観光通、思案橋、崇福寺、桜町、市役所、諏訪神社、新大工町、めがね橋、浜町アーケード、メディカルセンター、大浦海岸通、大浦天主堂、石橋
	バスターミナル	長崎新地ターミナル、長崎駅前ターミナル
	旅客船ターミナル	長崎港ターミナル、長崎港松が枝国際ターミナル
官公庁等	行政施設	長崎県庁、長崎市役所、長崎税務署、長崎振興局万才町庁舎、長崎警察署、大浦警察署、長崎労働局、長崎地方法務局、長崎税関、長崎南年金事務所、長崎県警察本部
	郵便局	長崎中央郵便局（移転）

施設区分		生活関連施設
教育・文化施設等	図書館	長崎市立図書館、県立長崎図書館郷土資料センター
	市民会館・文化ホール・公民館等	長崎市民会館、(仮称)NBC 長崎放送本社跡地開発計画(建設中)、長崎市市民生活プラザホール、出島メッセ長崎、新文化施設(建設予定)、中央公民館、大浦地区公民館、桜馬場地区ふれあいセンター
	公立小中学校	桜町小学校、諏訪小学校、梅香崎中学校
	博物館・美術館・資料館	長崎県美術館、長崎歴史文化博物館、長崎孔子廟・中国歴代博物館
保健・医療・福祉施設	病院	長崎市中央保健センター(移転)、長崎みなとメディカルセンター、済生会長崎病院、昭和会病院、長崎掖済会病院、長崎リハビリテーション病院、長崎市夜間急患センター、出島病院、長崎腎病院、小林病院、ながさきハートクリニック
	福祉施設	長崎市社会福祉会館(仮移転)
商業施設	店舗	アミュプラザ長崎、ゆめタウン夢彩都、浜屋百貨店、ハマクロス411、長崎出島ワーフ、新大工町ファンスクエア
公園・運動施設	公園	長崎水辺の森公園、中島川公園、出島表門橋公園、魚の町公園、桜町近隣公園(建設予定)
	体育館その他屋内施設	長崎市民体育館
観光施設	観光施設	出島、グラバー園、大浦天主堂
路外駐車場	路外駐車場	市営桜町駐車場、市営長崎市民会館地下駐車場、市営松が枝町駐車場、市営松が枝町第2駐車場、長崎港ターミナル駐車場、長崎歴史文化博物館駐車場、長崎市立図書館駐車場、長崎港松が枝国際ターミナル駐車場、出島メッセ長崎駐車場、県営常盤駐車場
その他の施設	避難所	中央公民館(再掲)、大浦地区公民館(再掲)、桜馬場地区ふれあいセンター(再掲)、桜町小学校(再掲)、諏訪小学校(再掲)、梅香崎中学校(再掲)、長崎市立図書館(再掲)
	結婚式場、葬祭場、教会	ザ・グローバルビュー長崎、サンプリエール、ANAクラウンプラザホテル長崎、ホテルニュー長崎、公善社、大浦天主堂(再掲)

ウ バリアフリー化の基本的な考え方

地区の特性を踏まえたバリアフリー化の基本的な考え方を、次のとおり設定します。

① 「100年に一度」と称されるまちづくりと連携したバリアフリー化の推進

都心部地区では、陸の玄関口である長崎駅周辺の再整備や海の玄関口である松が枝国際観光船埠頭の2バス化、さらには新市庁舎建設など「100年に一度」と称されるまちづくりの変革期を迎えており、これらまちづくりと連携したバリアフリー化を推進します。

②生活関連施設及び施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化の推進

本市の中心部として、多くの市民が利用する官公庁施設をはじめ、商業、医療、文化施設など様々な都市機能が集積しています。このため、これら生活関連施設はもとより、多くの観光客が訪れる大浦天主堂やグラバー園など観光施設のバリアフリー化を推進するとともに、施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化を推進します。さらに、ハード整備のみならず、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」につながる取組みを推進します。

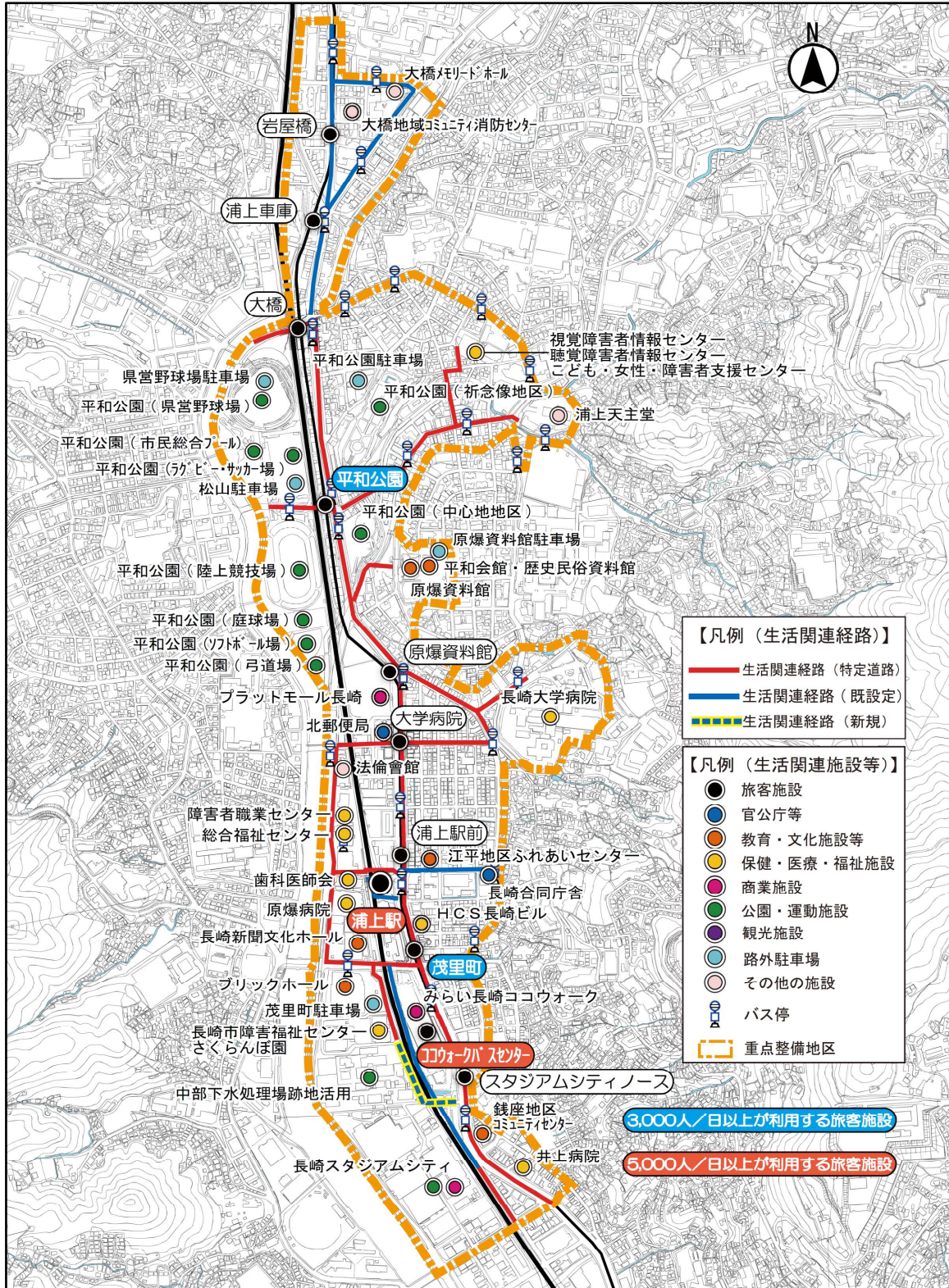
③まちなか及び観光地周辺における回遊性の向上

歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である“まちなか”やグラバー園や出島などの観光地周辺においては、ユニバーサルデザインによるわかりやすい案内の充実などにより、訪日外国人観光客を含めた回遊性の向上を図ります。

(2) 都心周辺部地区

ア 位置・範囲

図 4 重点整備地区（都心周辺部）



イ 地区の概要

- ・都心部の北部に位置し、地区内ではＪＲ、路面電車、路線バスが運行しています。
- ・浦上駅やココウォークバスセンターを中心に、大型商業施設や文化施設、医療・福祉施設といった都市機能が集積しており、平和公園や原爆資料館など国内外から多くの観光客が訪れる施設が立地しています。
- ・現在、浦上駅周辺においては、ＪＲ長崎本線連続立体交差事業による鉄道施設の高架化に伴う再整備が進んでいます。
- ・また、三菱重工業幸町工場跡地においては、サッカースタジアムを中心とした複合開発である「長崎スタジアムシティプロジェクト」が進行しています。
- ・さらに、長崎南北幹線道路が平和公園（西地区）内の複数のスポーツ施設上空を通過する計画であることから、平和公園（西地区）のあり方やスポーツ施設の再配置などの検討が進められています。

表 5 地区の概要（都心周辺部）

人口（令和元年）		7,588人
地区の面積		約132ヘクタール
地区の位置付け		都市機能誘導区域、居住誘導区域
主な公共交通機関	鉄道施設	浦上駅
	軌道施設	茂里町電停、平和公園電停
	バスターミナル	ココウォークバスセンター
	旅客船ターミナル	－
主な関連事業		ＪＲ長崎本線連続立体交差事業、長崎スタジアムシティプロジェクト、（仮称）平和公園再整備事業、川口アパート建替事業

表 6 生活関連施設一覧（都心周辺部）

施設区分		生活関連施設
旅客施設	鉄道施設	浦上駅
	軌道施設	岩屋橋、浦上車庫、大橋、平和公園、原爆資料館、大学病院、浦上駅前、茂里町、スタジアムシティノース
	バスターミナル	ココウォークバスセンター
官公庁等	行政施設	長崎合同庁舎
	郵便局	長崎北郵便局

施設区分		生活関連施設
教育・文化施設等	図書館	—
	市民会館・文化ホール・公民館等	長崎ブリックホール、長崎新聞文化ホール、長崎市平和会館、銭座地区コミュニティセンター、浦上駅前ふれあいセンター
	公立小中学校	—
	博物館・美術館・資料館	長崎原爆資料館、長崎歴史民俗資料館
保健・医療・福祉施設	病院	長崎大学病院、長崎原爆病院、井上病院、長崎県歯科医師会、HCS長崎ビル
	福祉施設	長崎市障害福祉センター、長崎県総合福祉センター、長崎県視覚障害者情報センター、長崎県聴覚障害者情報センター、長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎障害者職業センター、児童発達支援センターさくらんぼ園
商業施設	店舗	みらい長崎ココウォーク、プラットモール長崎、長崎スタジアムシティ（商業施設）
公園・運動施設	公園	平和公園（中心地地区、祈念像地区、陸上競技場移転、ラグビー・サッカー場、県営野球場、市民総合プール、庭球場、ソフトボール場移転、弓道場）
	体育館その他屋内施設	長崎スタジアムシティ（スタジアム・アリーナ） 中部下水処理場跡地活用
路外駐車場	路外駐車場	市営平和公園駐車場、県営野球場駐車場、市営松山町駐車場、市営茂里町駐車場、長崎原爆資料館駐車場
その他の施設	避難所	浦上駅前ふれあいセンター（再掲）、大橋地域コミュニティ消防センター
	結婚式場、葬祭場、教会	法倫會館、大橋メモリードホール、浦上天主堂

ウ バリアフリー化の基本的な考え方

地区の特性を踏まえたバリアフリー化の基本的な考え方を、次のとおり設定します。

①浦上駅周辺の再整備や長崎スタジアムシティプロジェクトと連携したバリアフリー化の推進

都心周辺部地区では、浦上駅周辺の再整備やサッカースタジアムを中心とした複合開発である「長崎スタジアムシティプロジェクト」が進行しており、これらまちづくりと連携したバリアフリー化を推進します。

②生活関連施設及び施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化の推進

浦上駅やココウォークバスセンター周辺には、障害福祉センターをはじめとした医療・福祉施設や文化施設、大型商業施設など多くの市民が利用する生活関連施設が集積しています。このため、これら生活関連施設や施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化を推進します。さらに、ハード整備のみならず、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」につながる取組みを推進します。

③平和公園周辺における回遊性の向上

平和公園周辺には、多くの市民や観光客が訪れる本市の重要な施設が多く存在することから、ユニバーサルデザインによるわかりやすい案内の充実などにより、訪日外国人観光客を含めた回遊性の向上を図ります。また、長崎南北幹線道路の事業化（予定）に伴う、平和公園（西地区）の再整備に当たっては、平和公園周辺の回遊性の確保に配慮した検討に努めます。

4 特定事業計画

(1) 公共交通特定事業計画

ア 特定事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	路面電車	低床車両の導入	長崎電気軌道	継続	—	—	R9、R10に実施
2	乗合バス	低床車両の導入	長崎自動車	継続	—	—	車両購入時等に実施
3			長崎県交通局	継続	—	—	
4	乗合・貸切バス	車椅子スペースの確保	長崎自動車	継続	—	—	車両購入時等に実施
5			長崎県交通局	継続	—	—	
6	タクシー	UDタクシーの導入	タクシー事業者	継続	—	—	導入計画は各タクシー事業者が独自で実施
7	新地中華街電停	停留場の有効幅員の確保	長崎市 長崎電気軌道	事業化検討	—	—	

イ その他の事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	鉄道車両	移動等円滑化 基準適合車両 の導入	九州旅客鉄道	継続	—	—	車両新製時や大規模改 良時に実施
2	旅客船	段差の改善	五島産業汽船 野母商船	事業化 検討	—	—	車両購入時等に実施
3		車椅子スペー スの確保	野母商船	継続	—	—	
4	長崎駅 ターミナル	デジタルサイ ネージによる 案内情報の充 実	長崎県交通局	継続	—	—	令和3年度導入 継続実施中
5	スタジアムシテイ サウス電停	立体横断施設の 平面化に伴うス ロープの設置	長崎電気軌道	事業化 検討	—	—	道路管理者との調整が 必要
6	五島町電停 大波止電停 西浜町電停 観光通電停 めがね橋電停 メディカルセン ター電停 大浦海岸通電停 岩屋橋電停 大学病院電停 茂里町電停 スタジアムシテイ ノース電停	有効幅員の確保 (上下2箇所)	長崎電気軌道	事業化 検討	—	—	道路管理者との調整が 必要
7	浜町アーケード 電停 大浦天主堂電停 原爆資料館電停	有効幅員の確保 (1箇所)	長崎電気軌道	事業化 検討	—	—	道路管理者との調整が 必要
8	乗合バス停 留所	ベンチ及び上 屋の設置検討	長崎自動車 長崎県交通局	事業化 検討	—	—	

(2) 道路特定事業計画

ア 特定事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	国道 34 号 (馬町)	視線誘導ブロック 設置更新	国土交通省	事業化 検討	—	—	
		地下道通路手すり 設置					
2	国道 202 号 (大和橋・大黒 町)	歩道勾配の緩和	長崎県	事業化 検討	—	—	勾配の改善につ いては道路単体 での対応が困難 であるため、今後 関係機関との連 携を要する
3	(都)長崎駅 東通り線	歩道の設置 (歩行者専用道路)	長崎市	短期	令和 4 年度	令和 8 年度	
		視覚障害者誘導用 ブロックの設置					
		歩道舗装の透水性 の確保					
		電線類地中化					
	(都)長崎駅 西通り線	歩道の設置	長崎市	短期	令和 4 年度	令和 8 年度	
		視覚障害者誘導用 ブロックの設置					
		歩道舗装の透水性 の確保					
		電線類地中化					

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
4	諏訪町桜町1号線及び桜町3号線（新庁舎周辺道路）	歩道の設置	長崎市	短期	令和4年度	令和11年度	新庁舎南側
		歩道幅員の確保					
		視覚障害者誘導用ブロックの設置					
		歩道舗装の透水性の確保					
		電線類地中化					
5	(都)新地町稲田町線	歩道の設置	長崎市	短期	令和4年度	令和9年度	
		電線類地中化					
6	(都)大黒町恵美須町線	歩道幅員の確保	長崎市	中長期	令和13年度以降	未定	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置					
		歩道舗装の透水性の確保					
		電線類地中化					
7	(都)銅座町松が枝町線（銅座工区）	歩道幅員の確保	長崎市	中長期	令和6年度	令和13年度以降	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置					
		歩道舗装の透水性の確保					
		電線類地中化					

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
8	(都)片淵線(新大工工区)	歩道の設置	長崎市	中長期	令和13年度以降	未定	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置					
		歩道舗装の透水性の確保					
		電線類地中化					
9	川口町茂里町線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	長崎市	短期	令和8年度	令和8年度	
10	松が枝町南山手町線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	長崎市	短期	令和9年度	令和9年度	
11	松が枝町2号線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	長崎市	短期	令和8年度	令和8年度	
12	松が枝町3号線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	長崎市	短期	令和10年度	令和10年度	
13	伊勢町大浦町線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	長崎市	中長期	令和13年度以降	未定	湊公園から大浦天主堂下交差点
		歩道勾配,段差の改善					
		車両乗入部の勾配改善		短期	令和12年度	令和12年度	
14	大浦町1号線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	長崎市	短期	令和11年度	令和11年度	
15	大黒町麴屋町線(長崎駅前～桜町)	歩道勾配,段差の改善	長崎市	中長期	令和13年度以降	未定	
		車両乗入部の勾配改善					

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
16	出来大工町江戸町線（築町）	歩道勾配,段差の改善	長崎市	中長期	令和13年度以降	未定	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置		短期	令和10年度	令和10年度	
17	浜町新地町1号線	橋梁部付近の道路縦断勾配改善	長崎市	中長期	令和13年度以降	未定	
18	銅座町新地町1号線	歩道勾配,段差の改善	長崎市	中長期	令和13年度以降	未定	
		車両乗入部の改善					
19	勝山町上町1号線	歩道勾配の改善	長崎市	中長期	令和13年度以降	未定	
20	浜町油屋町1号線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	長崎市	短期	令和11年度	令和11年度	
21	乗合自動車停留所	ベンチ及び上屋の設置検討	道路管理者	事業化検討	—	—	

イ その他の事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				規模	着手	完了	
1	東西軸（長崎駅東口～国道202号間）	歩道の設置	長崎市	短期	令和4年度	令和8年度	長崎駅周辺土地 区画整理事業区 域内
		視覚障害者誘導用ブロックの設置					
		照明施設の設置					
2	長崎駅前東口駅前広場	照明施設の整備	長崎市	短期	令和4年度	令和8年度	長崎駅周辺土地 区画整理事業区 域内
		サイン設置(ユニバーサルデザイン)					
3	平野町平和町3号線（松山町2号線）	視覚障害者誘導用ブロックの設置（代替え路線への設置）	長崎市	短期	令和9年度	令和10年度	

(3) 路外駐車場特定事業計画

ア 特定事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	市営茂里町駐車場	高齢者、障害者、妊産婦等のための駐車区画の設置 (ダブルスペースの設置)	長崎市	短期	令和9年度	令和9年度	

イ その他の事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	市営茂里町駐車場	思いやり駐車場協力制度への登録	長崎市	短期	令和9年度	令和9年度	
2	市営駐車場	分かりやすい案内サイン等の設置	施設管理者	継続	—	—	
3		車椅子の貸し出し					
4		筆談具やコミュニケーションボードの設置					

(4) 都市公園特定事業計画

ア 特定事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	桜町近隣公園	園路、便所のバリアフリー化	長崎市	事業化検討	—	—	

イ その他の事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	長崎公園	視覚障害者誘導用ブロック設置	長崎市	事業化検討	—	—	県立図書館・郷土資料センター前
2	川口公園	インクルーシブ遊具の設置	長崎市	事業化検討	—	—	
3	中部下水処理場跡地	歩道の整備	長崎市	事業化検討	—	—	
		トイレの整備					
		案内板等の整備					

(5) 建築物特定事業計画

ア 特定事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	長崎市新庁舎 公用車駐車場	エレベーターの設置 (桜町3号線の代替 え経路)	長崎市	短期	令和8 年度	令和9 年度	

イ その他の事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	馬町公衆便所	オストメイト対応	長崎市	事業化 検討	—	—	
2	新文化施設	新文化施設を經由し たバリアフリー経路 の確保 エレベーターやスロ ープ等の設置	長崎市	事業化 検討	—	—	
3	駐車場附置義 務条例の対象 施設	条例変更(R8.10.1) 車椅子使用者用駐車 施設の設置基準の強 化	長崎市	短期	令和8 年度	令和8 年度	長崎市建築物に おける駐車施設 の附置及び管理 に関する条例

(6) 交通安全特定事業計画

ア 特定事業

No	対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	大浦2-5	エスコートゾーンの 設置	公安 委員会	中長期	令和13 年度以降	未定	

(7) 教育啓発特定事業計画

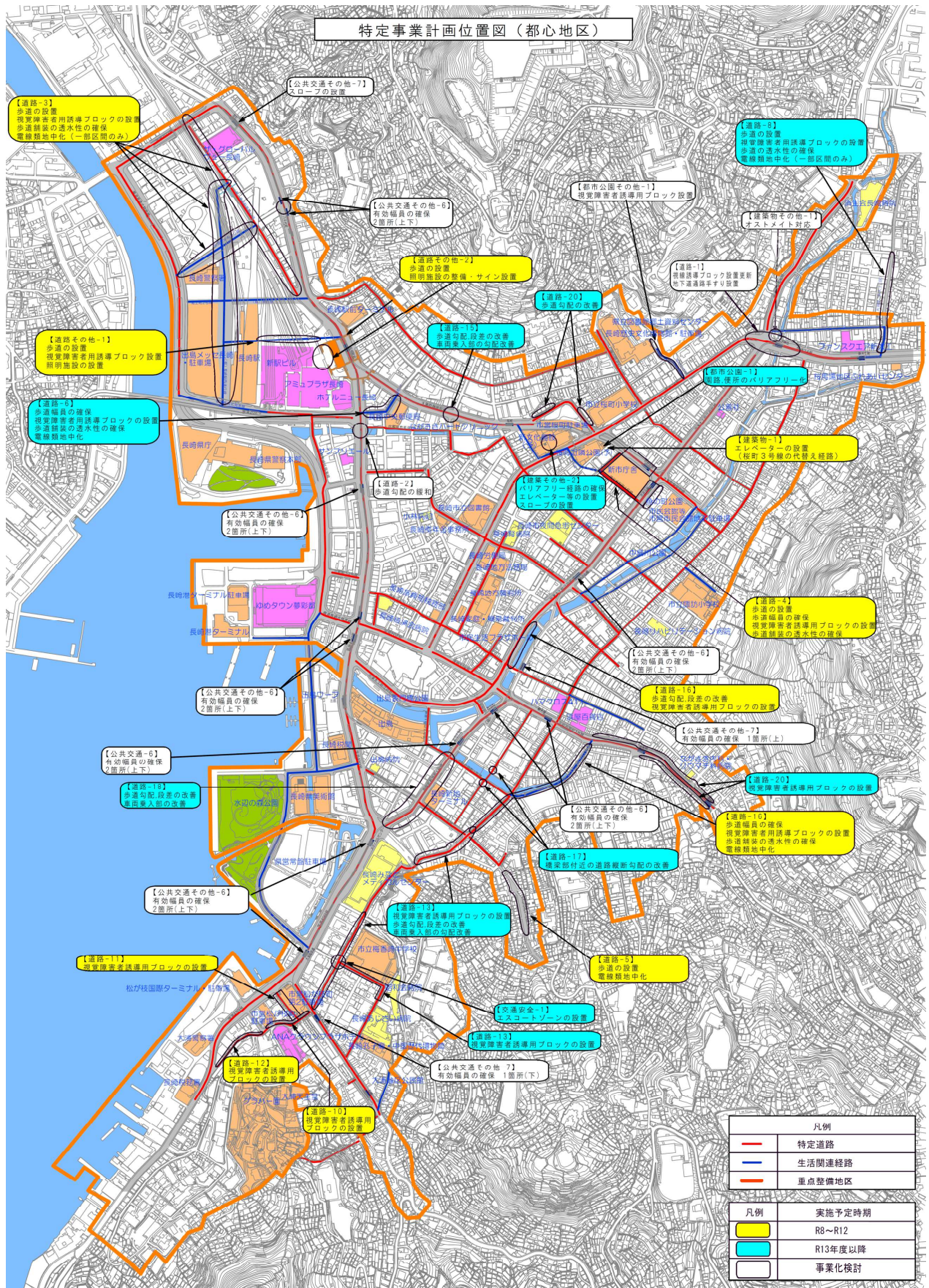
ア 特定事業

No	分野	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
				分類	着手	完了	
1	公共交通	高齢者、障害者等への配慮のための車内アナウンス等の実施	公共交通事業者	継続	—	—	
2		職員の接遇向上のための研修					
3	道路	違法駐車・駐輪行為の防止に向けた啓発活動の実施	各道路管理者	継続	—	—	
4	路外駐車場	職員の接遇向上のための研修	施設管理者	継続	—	—	
5		車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に向けた広報・啓発活動の実施					
6	建築物	職員の接遇向上のための研修	施設管理者	継続	—	—	
7		車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に向けた広報・啓発活動の実施					
8	交通安全	違法駐車・駐輪行為の防止に向けた啓発活動の実施や取締りの強化	長崎市公安委員会	継続	—	—	
9		交通安全意識の啓発					
10	共通	手話通訳者養成研修事業	長崎市	継続	—	—	
		要約筆記者養成研修事業					
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業					
		学校と連携して行う教育活動					
		新規採用職員を対象とした、高齢者及び障害者福祉に関する研修					

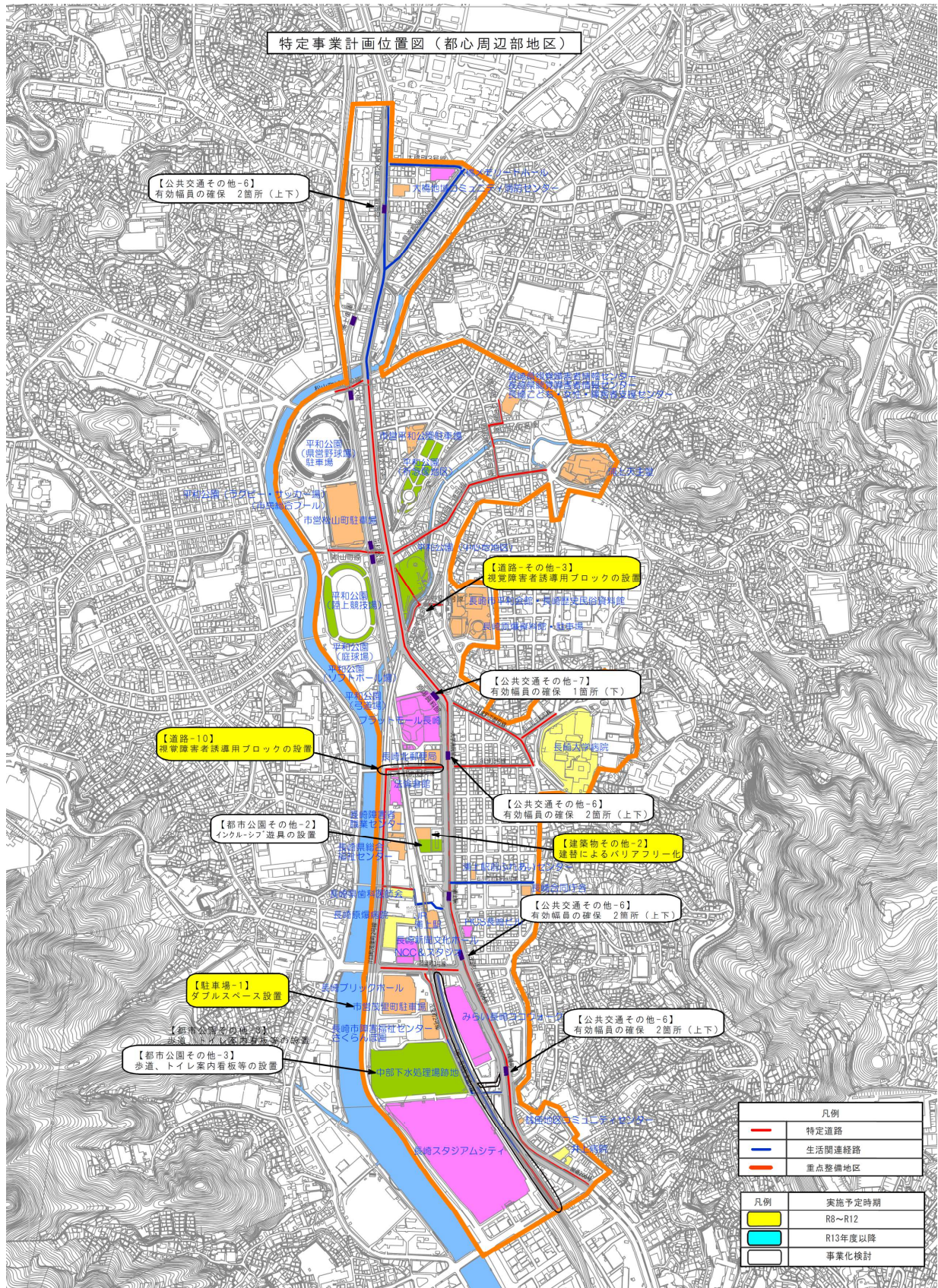
イ その他の事業

No	事業概要	実施主体	実施予定期間			備考
			分類	着手	完了	
1	バリアフリーマップの公表・更新	長崎市	継続	—	—	公開型 GIS にて、バリアフリー情報の公表を行う。
2	施設のバリアフリー情報の提供			—	—	施設の新設、変更等があった場合、対応
3	ユニバーサルデザインによる案内の充実			—	—	案内板修繕時に随時対応

(8) 特定事業計画位置図（都心地区）



(9) 特定事業計画位置図（都心周辺地区）



5 推進体制

定期的（各年度末）に、長崎市が各特定事業の実施状況を調査し、特定事業計画の進捗状況を管理します。

毎年度、長崎市移動等円滑化推進協議会に、進捗状況の報告を行います。

